

☆官公庁をかたった封書に注意☆

遠軽警察署管内の複数のご家庭に
法務省や地方裁判所の名をかたり、
「**差押命令**」「**訴状**」などと、いかにも不
安をあおる文面の封書が届いています。
この**封書は詐欺**です！！

【実際に郵送された書類です】

訴 状 訴訟番号 (て)121号

この度ご通知致しましたのは、貴方が未納されました総合消費
料金について契約会社、ないしは運営会社から民事訴訟として訴
状の提出をされました事をご通知致します。以降、下記に設けら
れた裁判取り下げ最終期日を経て訴訟を開始させていただきます。

このまま連絡無き場合には、原告側の主張が全面的に受理され裁
判後の処置として給与の差し押さえ及び動産物、不動産物の差し
押さえを執行官の立ち合いのもと強制的に履行させていただきますの
で裁判所執行官による執行証書の交付を承諾していただくようお願い
すると同時に債権譲渡証明書を一通郵送させていただきますので、
ご了承下さい。 民事訴訟及び、裁判取り下げのご相談に関しま
しては当局にて受付しておりますので職員までお問合せください。
尚、書面での通達となりますので、プライバシー保護の為、必ず
ご本人様からご連絡頂きますようお願い申し上げます。

訴訟取り下げ最終期日 2年4月16日

法務省管轄支局管理部 〒102- [REDACTED]
東京都千代田区 [REDACTED]

相談窓口 03- [REDACTED]
受付時間9時～20時

令和二年四月九日

債権差押命令

当事者 別紙当事者目録記載のとおり
請求債権 別紙請求債権目録記載のとおり

- 債権者の申し立てにより、上記請求債権の弁済に充てるため、
別紙請求債権目録記載の執行力ある債務名義の正本に基づき、
債務者が第三債務者に対して有する別紙差し押さえ債権目録の
債権を差し押さえる。
- 債務者は、前項により差し押さえられた債権について、取り
立てその他の処分をしてはならない。
- 第三債務者は、第1項により差し押さえられた債務について、
債務者に対し弁済をしてはならない。

令和二年四月九日(ル)

東京地方裁判所港支部債権執行係
裁判官 [REDACTED]
これは正本である。

令和二年四月九日
東京地方裁判所港支部債権執行係
裁判所書記官 [REDACTED]

このような書類が届いても慌てないで！
必ず**家族**や**警察**に相談してください！

遠軽警察署
【0158-42-0110】



